

認定農業者制度について

1 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づく制度です。

認定農業者は、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営体を市町村長が地域農業の担い手として認定した者です。

地域担い手育成総合支援協議会などの関係機関は、認定農業者自らが行う経営改善へ取り組みに支援を行います。

2 認定の対象者

性別、専業・兼業の別などは問いません。

(1) 性別

男性、女性の別は問いません。

また、家族経営協定等を結び、経営に参加している女性農業者などの方も、パートナーとともに認定の対象になります。(共同申請)

(2) 年齢

国、県で一律の年齢制限は設けていません。

市町村が、地域の担い手の状況を踏まえて運用します。

(県内で一律に年齢制限を設けている市町村はありません。)

(3) 専業・兼業の別

兼業農家の方や、これから新規就農しようという方でも、市町村基本構想で示された農業経営を目指す方であれば認定の対象となります。

(4) 経営規模・所得の大小

経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

(5) 営農類型

水稻、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。

(6) 個人・法人の別

個人、法人の別は一切問いません。農業経営を営む法人であれば、農業生産法人であるなしにかかわらず認定の対象となります。

集落営農組織についても、法人化すれば認定の対象となります。

3 認定の流れ

認定農業者になろうとする方は、まず、経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村に提出します。

市町村は、計画内容が基本構想に照らして適当であると認めた場合に計画の認定を行います。（別添の図を参照してください。）

◎ 市町村基本構想とは

市町村が、地域の実情に即して、育成すべき農業経営の規模や所得等の目標など、農業の担い手像を明確化したものです。

4 認定農業者への支援措置

認定農業者向けに多くの支援措置が用意されています。

(1) 各種補助事業・経営安定対策等

認定農業者などの担い手に集中化・重点化しています。

(2) 農地の利用集積支援

農業委員会が農地の利用関係の調整を行います。

(3) 税制面の特例

青色申告をしている認定農業者が、農業者戸別所得補償制度等の交付金を準備金として積み立てた場合、必要経費（損金）に参入できます。

準備金を取り崩して農用地、農業機械等を取得した場合、圧縮記帳ができます。

(4) 融資面の配慮

長期・低利の日本政策金融公庫資金等が活用可能です。

(5) 研修等の実施

認定農業者向けの経営改善のための各種研修会（経営相談、青色申告）が開催されます。

認定の流れイメージ図

